

各 位

会 社 名 株式会社みずほフィナンシャルグループ  
代 表 者 名 取締役社長 前田 晃伸  
本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号  
コード番号 8411 (東証第一部、大証第一部)

## 端株制度の廃止及び投資単位の引き下げに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下について決議いたしました。

- (1) 端株制度の廃止：端数等無償割当てと同時に単元株式制度を導入し、端株制度を廃止すること
  - (2) 投資単位の引き下げ：単元株式数を減少することにより、当社普通株式の投資単位を現在の10分の1に引き下げること
- ※上記いずれについても、平成21年1月4日（日曜日）実施予定

### 記

#### 1. 端株制度の廃止について

##### (1) 経緯

平成21年1月に実施が予定されている株券電子化後の新しい「振替制度」のもとでは端株を取り扱うことができず、振替制度へ移行する上場会社は、振替制度への一斉移行日（平成21年1月5日）（予定）（以下「一斉移行日」という。）までに端株をなくしておく必要があるため、端株制度を廃止するものであります。

##### (2) 端株制度廃止の方法

前記の経緯を踏まえ、当社では、端株主としての地位が引き続き単元未満株主として維持されるよう、次のとおり、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という。）第88条の規定に基づく端数等無償割当てと同時に単元株式制度を導入し、端株を単元未満株式に移行する方法により端株制度を廃止いたします。

##### ①端数等無償割当て

##### イ. 端数等無償割当ての内容

平成20年6月26日（木曜日）開催予定の第6期定時株主総会において、「端数等無償割当ての件」を付議する予定であります。

端数等無償割当ての内容は、一斉移行日の前々日である平成21年1月3日（土曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿、実質株主名簿及び端株原簿に記載または記録された株主及び端株主に対し、その所有する普通株式、各種優先株式及び端株の数に応じて、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、それぞれ同一の種類株式及び端数を割り当てるものであります。

端数等無償割当ての効力発生日は、一斉移行日の前日である平成21年1月4日（日曜日）といたします。

なお、一斉移行日の前々日である平成21年1月3日（土曜日）は株主名簿管理人の休業日であるため、株式の名義書換は実質的には平成20年12月30日（火曜日）までとなります。したがって、平成20年12月25日（木曜日）から平成20年12月30日（火曜日）までの間、東京証券取引所及び大阪証券取引所における当社普通株式の売買は停止されます。

#### ロ. 定款変更

平成 20 年 6 月 26 日（木曜日）開催予定の第 6 期定時株主総会において、端数等無償割当てに伴う所要の変更を含む「定款等一部変更の件」を付議する予定であります。定款等変更案については、本日、別途公表しております。

#### ハ. 端数等無償割当てにより割り当てる株式及び端数の状況

	普通株式	第十一回第十一 種優先株式	第十三回第十三 種優先株式
端数等無償割当て前の 当社発行済株式総数	株 11, 396, 254. 66	株 943, 740	株 36, 690
端数等無償割当てにより割り 当てる株式及び端数の数	株 11, 384, 858, 405. 34	株 942, 796, 260	株 36, 653, 310
端数等無償割当て後の 当社発行済株式総数	株 11, 396, 254, 660	株 943, 740, 000	株 36, 690, 000

(注 1) 発行済株式総数は平成 20 年 4 月 30 日現在。端数等無償割当ての基準日までに優先株式の取得請求、自己株式の消却等により発行済株式総数に変動があった場合は、それに応じて、端数等無償割当てにより割り当てる株式及び端数の数、端数等無償割当て後の当社発行済株式総数は変動します。

(注 2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という。）の施行により、一斉移行日をもって、当社は株券発行会社ではなくなるため、端数等無償割当て後の株式に係る株券は発行いたしません。

#### ② 単元株式制度の導入

##### イ. 単元株式制度の内容

前記の端数等無償割当ての効力発生を条件として、単元株式制度に移行いたします。この段階での単元株式数は、整備法第 88 条第 5 項第 1 号により、普通株式及び各種優先株式のそれぞれにつき、1, 000 株となります。

##### ロ. 定款変更

平成 20 年 6 月 26 日（木曜日）開催予定の第 6 期定時株主総会において、単元株式制度導入に伴う「定款等一部変更の件」を付議する予定であります。定款変更案については、本日、別途公表しております。

## 2. 投資単位の引き下げについて

### (1) 投資単位引き下げの理由

当社は、株式市場での流動性を高め、個人を含むより広範な投資家の方々に投資機会を提供し、株主層を拡大していくことが企業価値の向上を図る上で重要と考えております。今般、平成 21 年 1 月実施予定の株券電子化により、投資単位の引き下げに係る株主の方々の手続が大幅に軽減される機会を捉え、投資単位を引き下げることとしたものであります。

### (2) 投資単位引き下げの内容・方法

本日開催の取締役会において、単元株式制度への移行に合わせて投資単位を現在の 10 分の 1 に引き下げるため、会社法第 195 条に基づき、第 6 期定時株主総会における前記付議案の承認可決を条件とし、かつ決済合理化法の施行日の前日を効力発生日として単元株式数を 1, 000 株から 100 株に減少させる旨の定款の変更を決議いたしました。したがって、整備法第 88 条第 5 項第 1 号の適用により 1, 000 株となっている定款変更案第 9 条の単元株式数は、決済合理化法の施行日の前日をもって、普通株式及び各種優先株式のそれぞれにつき 100 株となる予定であります。

なお、上記 1. 及び 2. に基づく単元株式制度の廃止及び投資単位の引き下げに伴う主な変更点につきましては、別紙（ご参考）をご覧ください。

### 3. 今後の日程（予定）

日程	内容
平成 20 年 6 月 26 日（木）	第 6 期定時株主総会
平成 20 年 11 月中旬	端数等無償割当て基準日公告
平成 20 年 12 月 25 日（木）から 平成 20 年 12 月 30 日（火）まで	東京証券取引所及び大阪証券取引所における売買停止
平成 21 年 1 月 3 日（土）	端数等無償割当て基準日（決済合理化法の施行日の前々日）
平成 21 年 1 月 4 日（日）	端数等無償割当て効力発生日（決済合理化法の施行日の前日） 単元株式制度導入及び投資単位の引き下げ実施・公告（単元株式数 1,000 株→100 株）
平成 21 年 1 月 5 日（月）	株券不発行会社へ移行（決済合理化法の施行日）

（注 1） 端株制度の廃止及び単元株式制度の導入に伴う定款等の変更は、整備法第 88 条第 5 項等に基づき、種類株主総会の決議は不要であります。

（注 2） 以上の日程は、決済合理化法の施行日を、実務界で目標としている平成 21 年 1 月 5 日（月曜日）と仮定したものであります。

### 4. 米国預託証券（ADR）の原株との交換比率

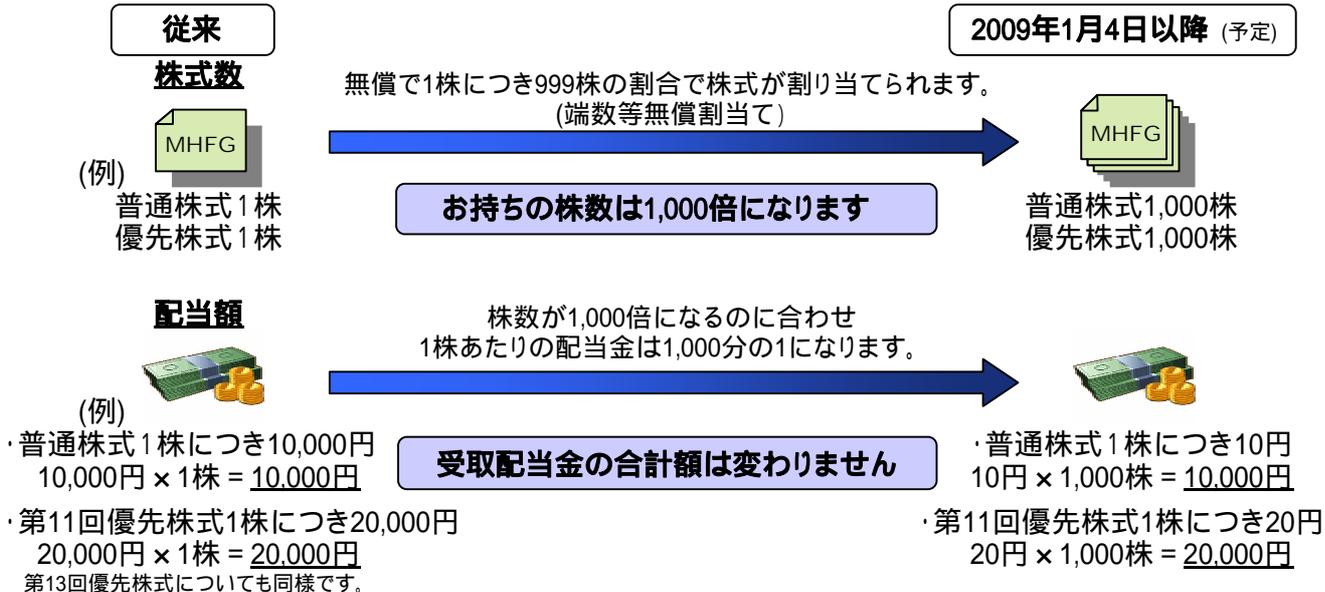
当社は、ADR をニューヨーク証券取引所に上場しております。前記の端数等無償割当ての効力発生を条件として、次のとおり、当社の ADR と原株の交換比率を変更いたします。

現在の比率 : 1ADR = 原株 0.002 株（500ADR = 原株 1 株）  
変更後の比率 : 1ADR = 原株 2 株  
変更後の最初の取引日 : 平成 21 年 1 月 5 日（月曜日）（米国東部時間）（予定）

以 上

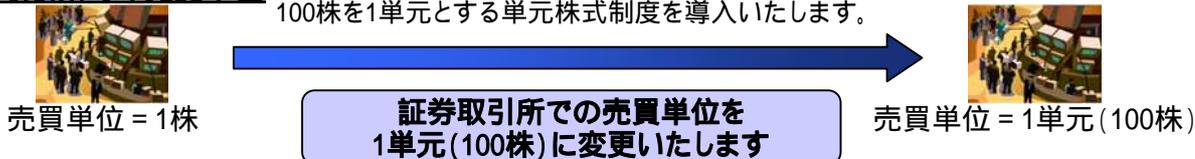
この文書は、「端株制度の廃止及び投資単位の引き下げに関するお知らせ」に関して一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

## 普通株式・優先株式共通

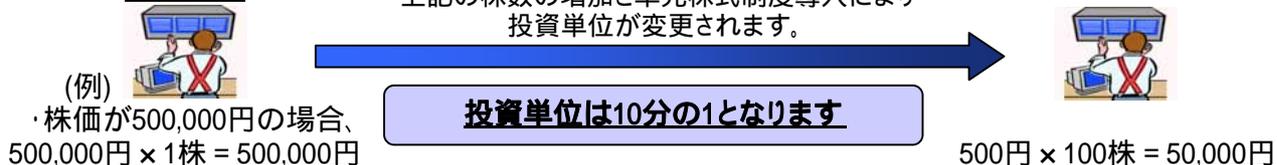


## 普通株式編

### 証券取引所での売買単位

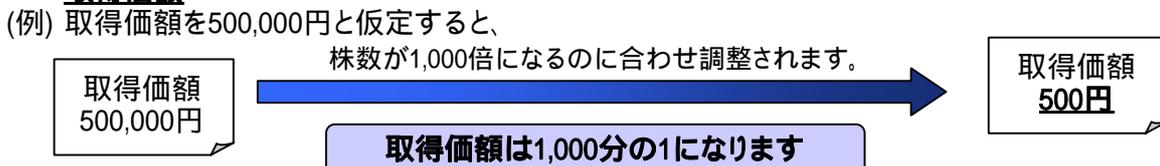


### 投資単位



## 優先株式編

### 取得価額\*



\* 第11回優先株式の取得価額(旧商法下の転換価額に相当。当初取得価額は2008年6月9日に決定予定)

### 取得請求により交付される普通株式数

(例) 取得価額を500,000円と仮定し、従来の優先株式100株分を取得請求する場合、

